

各位

会 社 名 ヤ マ シ ン フ ィ ル タ 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長執行役員 山 崎 敦 彦 (コード番号:6240 東証プライム市場) 問合せ先 取 締 役 専 務 執 行 役 員 井 岡 周 久 (TEL. 045-680-1671)

取締役報酬額改定及び譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役の報酬額改定及び譲渡制限付株式報酬制度の改定に関する議案を2023年6月28日開催予定の第68回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 取締役の報酬額改定

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は、2016年6月23日開催の第61回定時株主総会において、年額2億5千万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただき今日に至っておりますが、経営体制の一層の充実及びコーポレート・ガバナンスの強化を図るため、取締役(監査等委員である取締役を除く。)を2名増員することに伴う報酬額の増加を考慮し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を年額3億円以内(うち社外取締役分は年額2千万円以内)と改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用 人分給与は含まないものといたします。

2. 譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の改定

(1) 本制度の改定の目的等

2020 年6月24日開催の第65回定時株主総会において、上記1. の報酬枠とは別枠にて、当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。)に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の総額を年額1億円以内、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を年150,000株以内とすることにつき、ご承認いただいております。

今般、対象取締役が、株主の皆様と利害を共有することで中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を従来以上に高めることを目的として、また、対象取締役の員数増加を考慮し、本制度の内容を以下のとおり一部改定することといたしました。

(2) 本制度の改定の概要

本制度に基づき対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の総額を年額1億5千万円以内、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を年450,000株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式報酬として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)へと改

定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

(3) その他

以上の改定点のほか、本制度における内容に変更はございません。導入時の本制度内容については、2020 年5月19日付で公表した「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上